

ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会委員

所 属	職 名	氏 名	区 分	備 考
遺 伝 学	主任教授	大村谷 昌樹	第4条第1項第1号	
小 児 科 学	主任教授	◎竹島 泰弘	第4条第1項第1号	
臨 床 検 査 医 学	主任教授	小柴 賢洋	第4条第1項第1号	
臨 床 遺 伝 部	臨床教授	澤井 英明	第4条第1項第1号	
臨 床 検 査 医 学	准教授	宮崎 彩子	第4条第1項第2号	
心 理 学	准教授	室井 みや	第4条第1項第3号	
関西学院大学大学院	司法研究科教授	荒川 雅行	第4条第1項第3号	
一 般 の 立 場 の 者		藤川 和男	第4条第1項第4号	
一 般 の 立 場 の 者		齊藤 明美	第4条第1項第4号	

◎委員長

任期：2020年10月1日～2022年9月30日

【兵庫医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規程抜粋】

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1 基礎・臨床医学系の教員（うち2名以上を教授とする） 4名
 - 2 研究に関して専門的知識を有する教員 1名以上
 - 3 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者 1名以上
 - 4 一般の立場の者 1名以上
 - 5 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた者 若干名
- ② 第1項第3号及び第4号委員は、少なくとも1名以上を本学に在籍していない者（以下「外部委員」という。）とする。
- ③ 委員会は、男女両性の委員で構成する。
- ④ 学長等は委員会の委員になることができない。
- ⑤ 本学に在籍する委員の委嘱は教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑥ 外部委員の委嘱は、学長と委員長の協議を経て学長が行う。
- ⑦ 委員会委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- ⑧ 前項委員に欠員が生じたときは、補充する。ただし任期は前任者の残任期間とする。